

Title	明治八年・阿波「自助社」社則
Sub Title	The 1875 Party Rules of the Awa-Jijo-Sha
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.56, No.8 (1983. 8) ,p.52- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830828-0052">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830828-0052</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治八年・阿波「自助社」社則

手塚 豊

解題

明治八年、徳島の自由民権政社の自助社が出版した「通諭書」が、朝憲紊乱に該当するとされ、国事犯の罪名で、同社の幹部四名が大審院で処罰されたのが、世に言う自助社の通諭書事件である。それは徳島における自由民権運動において、最大の出来事であった。

最近、私はこの事件について、二つの拙論を発表した。その一つは「阿波自助社『通諭書』事件裁判関係史料」(本誌第五十五卷八号所載)<sup>(1)</sup>であり、他の一つは「阿波自助社『通諭書』事件と、その裁判」(手塚編「近代日本史の新研究Ⅱ」に所収)<sup>(2)</sup>である。前者は大審院における裁判関係史料の覆刻、紹介であり、後者は、主として大審院における裁判そのものの考察、検討であった。したがって、両者

共に自助社それ自体を、研究対象にしたものではない。しかし、私はとくに後者の拙稿において、それまで徳島においても、知られていなかった自助社関係の二、三の新史料を挙示することなどにより、自助社そのものの研究も、多少とも進展させることを心掛けた積りでいる。

それら両拙稿を執筆した当時、私が是非みたいと思つた史料の一つに、自助社の社則があつた。その内容がわかれば、自助社がどのような組織で、当面、何を活動の目標として発足したかが、具体的に判明するからである。しかし、徳島においてもいままで発見されていない同社の社則を、現地に居ない私が発掘できる筈はないと思ひ、あきらめざるを得なかつたのである。

ところが、最近、私は全く思ひがけないことから、この社則を知る機会に恵まれた。私が別件の調査で披見中の「太政類典」(国立公

文館感 第二編の民法部門の公文書の中に、自助社の社則が混在していたのである。この文書をみた一瞬、私はわが目を疑い、思わず息を呑んだ。それは余りにも意外な個所での発見であつたからである。

自助社総代井上高格から名東県へ上申された社則は、同県から内務省に送られ、さらに同省から政府へ達した。「太政類典」の編者は、その社則を民事法上の団体規則と考え、「民法・財産・会社」の部門に収録したものと、推察される。

自助社社則の類の発見は、自助社に関する研究を、一歩も二歩も前進させるものであることは疑いえない。ここにその全文を覆刻、紹介する所以である。

「太政類典」所載の自助社社則関係の文書は、内務省から政府への上陳書（明治八年七月九日）、名東県から内務省への伺書（明治八年三月二十八日）、および自助社総代井上高格から名東県庁への願書（明治八年一月と、それに添付された自助社の社則の類で、その中に「結社大意」、「自助社法則」全七カ条、「会議条例」全九カ条、「法律研究所規則」全十カ条、「一般規則」全四カ条がある。

これら井上の願書、名東県の伺、内務省の上申などから判明することは、明治八年一月、井上が名東県へ提出した社則に関する願書を、同県は約三カ月後の三月二十八日に内務省に提出して指示を求めたところ、同省は「法則」の内、第四条、第五条、第六条は「行政上」「不都合」との理由から削除を命じて名東県へ指示したと、そして又、その旨を七月九日に、内務省が政府に上申したこと

である。しかし、内務省から名東県への指令文は収録されていないので、残念ながら正確な内容と日附もわからない。

自助社が名東県の許可を得て発足したのは、明治七年八月であるが、その代表の井上が、社則を届出たのは翌八年一月であり、その間、約五カ月間の空白があつたことになるが、その理由はわからない。しかし、後ちに社則の中に定められている具体的な活動、例えば法律研究所の事業は、すでに早く九月から開始されていた。そのことは、通論書事件裁判の折、新居敦次郎の大審院における口供書の次の記事によつて判明する。<sup>(6)</sup>

明治七年九月中同県平民賀川純一宅ニテ相開キ第一新律綱領改定律例憲法類編其他仏国民法英国法律書等モ研究セン為メ毎月一六ヲ除クノ外毎日午前第八時ヨリ午後四時迄会談致シ云々  
この記述は、「法律研究所規則」第一条に定められていることが——時間割は若干相違しているが——すでに早く開始されていたことを物語つている。

また、新居はさらに口供書において、<sup>(7)</sup>

議事等モ致シ候右集会ノ義ハ県庁に於テ嫌疑モ有之由承り候ニ付発会前該庁ヘモ届ノ上相開キ申候

と述べているから、「会議条例」に定められたような社員会議も、すでに九月頃から開かれていたとみていい。

要するに、九月頃から実際に社内で実行していたことを、社則にまとめて、翌八年一月、井上が名東県へ届出たものと思われる。

前述の新居口供書にあるごとく、法律研究所は、七年九月から賀

川純一宅で開かれていたが、翌十月には、西船場へ移った。それがため、賀川は持家の売却広告を、十月十一日・徳島新聞に次のように掲載している。<sup>(8)</sup>

一 建家 三階建 柶ヶ処

但畳建具並屋敷菜園ニテ地面

八畝共悉済

右へ兼テ自助社へ用立有候処今般西船場へ転社致最早不用ニ属シ候ニ付至急売却仕度御望ノ富客何時ニテモ御来臨座廻リ御調査ノ上廉価ニ御相談仕度候謹言

寺島本丁八十五ノ十七番地 賀川純一<sup>(9)</sup>

ここに云う「西船場」は、井上の願書にある「第一大区二小区船場町五丁目七十八番地」のことと思われる。井上は、願書の中で「七年八月」「爾来」、同所で法律講究所と事務所を開いたように述べているが、「寺島本町」の賀川宅時代のこととは、省略したのであろうか。船場町の建物が、賀川の私有であったのか、それとも自助社の持ち家であったのか、その辺の事情はわからない。

社員会議は、「會議条例」によると「期成校」を借用して行うとあるが(第一条)、これまた「會議条例」の制定に先立ち、すでに期成校で行っていたのであろう。期成校は、師範学校で、城内西の丸旧藩校長久館跡に設けられていた。<sup>(11)</sup>

「結社の大意」が、社則の中にふくまれていることは、前に述べた。この一文は、これまですでに別本により覆刻、紹介されたことが二回ある。その一つは、昭和二十八年、飯田義資氏が書かれた

「井上高格小伝」に引用、覆刻されたもので、原本は徳島の吉田存一氏所蔵の写本という。<sup>(12)</sup> 他の一つは、昭和五十一年出版の「徳島市史」第二巻の史料編に覆刻されているもので、その底本は橋本幸四郎氏所蔵本の由、写本と思われる。いままでの徳島自由民権運動史の研究に利用されたものは、それらであった。

この二つの「結社ノ大意」覆刻文と、社則にふくまれたそれを比較すると、それぞれ多少の字句の相違があり、またその日附は、吉田本が「七年甲戌九月」橋本本が「七年九月」<sup>(15)</sup>となつているのに対し、社則本では「七年八月」<sup>(14)</sup>となつてゐる。いずれも写本のため、若干の異同を生じたのであろう。

内務省が「法則」の第四条、第五条、第六条の削除を名東県へ指示したことは、前に述べた。このことは、井上高格自身も、後ちに通諭書事件の際の大審院口供書で、次のように述べている。<sup>(16)</sup>

八年八月中旬ノ頃自助社規則及ヒ事務章程ノ中三ヶ条削除候様内務省ノ命有之候趣ヲ以テ県庁ヨリ達シ有之候ニ付乃チ右三ヶ条ヲ削除シ以来社員ヨリ社名ヲ以テ新聞社ヘ投書シ又ハ通篇(通諭書を指す)手塚社ノ類ノ如キ者ニ社名ヲ出スコト相成サルノ約束ヲ極メ之レヲ社則中ノ条目ニ加入シ差出候

この記事で、「法則」三カ条を削除、修正した概要は判明する。しかし、どのような文言の修正条項を加えたかは、はつきりしない。ところで、削除した三カ条は、自助社の活動について最も基本的な重要条項であった筈、これを削除することは、自助社の活動を、すくなくとも表面的には著しく後退させるものであつたことは

否めない。しかし、内務省の指示であれば、自助社側としては、それをうけ入れざるを得なかつたのであろう。

ここで注意すべきは、この「法則」三カ条削除の問題と、内務省が七等出仕国貞廉平を原職のまま名東県へ派遣したという異例の措置について、何か関連があるのではないかと思われる点である。国貞の派遣は八年六月二十五日に発令、彼は七月七日に徳島へ到着した。<sup>(17)</sup>この時点では、通諭書事件はまだ表面化してはいない。国貞が名東県へ派遣された理由については、私は「自助社に対して軟弱な対応しか行っていない県当局に対して政府がつよいテコ入れ策採つたものとみていい」と述べたことがある。この推測はいまも変らない、しかし、さらに加うるに自助社「法則」の問題が、国貞を派遣した直接の原因であつたように思われる。すなわち名東県から自助社の社則を上申された内務省は、その社則の内容から自助社の動きに大きな不安を覚え、社則の内容の一部修正を名東県へ命じて行わせると共に、国貞を特派して県当局をバックアップさせたものと推察できるのである。その直後、たまたま通諭書事件が勃発、国貞は内務省からその処理を任かされ、事に当つたというわけである。

自助社「法則」によると、社の組織は社員会議と法律講究所が中心である。両者共にその役員の撰出はすべて公撰であるが、自助社が自由民権の政社であるからには、当然のことであつたといえよう。社員会議に関する「会議条例」は、微に入り細に亘つての規定であることがめだつ。

しかし、社員会議と法律講究所の実際の活動状況については、現

在までのところ、余り多くのことはわかつていない。

社員会議が関与したものと、はつきりと判明しているのは、明治十一年九月十五日発表の廢社に関する議案<sup>(18)</sup>だけであり、そのほか七年九月五日付の古賀権令宛の「徴兵之儀ニ付伺」、八年三月二十三日付の同じく古賀権令宛の「区戸長撰任宜シク公撰ニ附スヘキノ議」<sup>(21)</sup>が、社員会議の所産であると、推測されるにすぎない。法律講究所の活動を示す史料としては、前に引用した新居口供書が唯一のものである。

将来、徳島地方において、社員会議と法律講究所関係の新史料が出現することを切に期待して止まない。

(1) 拙稿「阿波自助社『通諭書』事件裁判関係史料」・本誌第五十五卷八号・昭和五十七年・八八頁以下。

(2) 拙稿「阿波自助社『通諭書』事件と、その裁判」・手塚編「近代日本史の新研究Ⅱ」(北樹出版・昭和五十八年)・六頁以下。

(3) 例えば明治八年三月の淡路分社の開設宣言文、同年四月の「立憲政体樹立の詔」に対する自助社の祝辞などは、その全文を覆刻、紹介した(拙稿・前掲その裁判・前掲近代日本史の新研究Ⅱ・一二頁——一四頁、一五頁——一六頁)。また、淡路分社有志が、名東県の古賀権令へ提出した「区戸長公撰の義建言」(明治八年六月)は、その存在を指摘しておいた(前掲書・一四頁)。なお、この建言は、「淡路地方史研究」第十七号(今秋発行予定)に寄せた拙稿「阿波自助社の淡路分社に関する新史料」の中に、全文を覆刻、紹介した。

(4) 井上の願書を、名東県がなぜ三カ月間も保留したのか、その理由はわからないが、そうした社則の類まで内務省へ上申すべきかどうかを迷つたのかも知れない。なお、三月二十八日に名東県が自助社の社則を内

務省へ進達したことにについては、「名東歴史」(徳島県立図書館蔵)第三巻に「明治八年三月廿八日、阿波国徳島土族井上高格等数名ノ会社規則ヲ進達ス」とあることから、すでにこれまでも判明していたが、その「会社規則」の内容が全くわからなかつたのである。

- (5) 拙稿・前掲その裁判・前掲近代日本史の新研究Ⅰ・九頁。
- (6) (7) 拙稿・前掲裁判関係史料・本誌第五十五巻八号・一〇四頁。
- (8) 「徳島市史」第二巻・昭和五十一年・四七四頁。
- (9) 自助社の「結社御届」(明治七年八月三日)にも「寺島八十五番之十七番地、賀川純一宅借受時々集會仕候」とある(前掲徳島市史第二巻・四七三頁)。
- (10) この場所が、現在の何処に当るのか、徳島地方郷土史家の御示教を待ちたい。
- (11) 期成学校というのは、明治七年五月一日に開校された師範学校で、「師範期成学校」、「師範期成校」、「期成学校」、「徳島師範期成学校」など、いろいろな名称で呼ばれ、八年十一月二十日、名東県師範学校と改称された(徳島大学教育学部同窓会編「教学百年」・昭和四十九年・五一頁—五二頁、六一頁)。場所は西の丸旧藩校長久館の跡で、長久館の剣道場を教室、西の丸の書院を講堂としていた(前掲書・五四頁)。自助社社員會議は、そのどちらかで開かれたのであろう。
- (12) 羊我山人(飯田義資)「井上高格小伝」・徳島市民文化第二号・二頁—三頁。
- (13) 前掲徳島市史第二巻・四七四頁—四七五頁。
- (14) 羊我・前掲井上伝・徳島市民文化第二号・一三頁。
- (15) 前掲徳島市史第二巻・四七五頁。
- (16) 拙稿・前掲裁判関係史料・本誌第五十五巻八号・一〇二頁。
- (17) 拙稿・前掲その裁判・前掲近代日本史の新研究Ⅰ・二二頁—二三頁。

頁。

- (18) 前掲書・二二頁。
- (19) 前掲徳島市史第二巻・四七七頁。
- (20) 明治七年九月十一日・徳島新聞。
- (21) 明治八年四月第八号・徳島新聞。徳島新聞は、故後藤捷一氏の蔵書であつたが、現在は四国女子大学が凌霄文庫として所蔵している。私は同大学におられた高橋啓氏(現在は鳴戸教育大学)の御好意でそれを利用した。その学恩を謝す。

\* \* \*

「太政類典第二編第三三五巻・民法六・財産」  
所載・自助社社則関係史料(明治八年)

内務省上陳

今般名東県管下土族井上高格等結社ノ儀ニ付別紙ノ通申出候処社則中第四五六条ノ廉々行政上ニ涉リ不都合ニ付右删除ノ上差許不苦段指令致シ候間別紙相添此段上陳仕候也七月九日

名東県伺

当県貴属土族井上高格等数名同志ノ者共申合法律講究並新聞紙紙覽所等取設度旨昨年八月届出為試開業為致候所今般別紙ノ通規則相立願出候間何分ノ御指令ニ御指令相成度此段相伺候也三月廿八日

(原文のまま)

自助社総代井上高格願

昨明治七年八月私共ヨリ本社開創ノ義御届仕爾来第一大区二小区船場町五丁目七十八番地ニ於テ全志集合法律講究ヲ始事務取扱罷在候随テ自今別冊法則書ノ通行申度候ニ付此段奉願上候也一月

### 自助社法則

#### 結社大意

天ノ斯民ヲ生スルヤ必ス貴賤ノ別ナク均ク之ニ賦スルニ通義権理ヲ以テス斯通義権理ナル者ハ即チ人間本然ノ性ニシテ人力ノ以テ之ヲ移奪スルヲ得ヘカラサル実ニ至貴至重ノ天賜ナリ此天賜ヲ保有セント欲セハ必ス自ラ脩メ自ラ立ノ義務ヲ尽シ人々不羈獨立ノ地位ニ至ルヲ期セシムルハアルヘカラス抑我邦中古封建ノ余習未タ全ク除セス人民只其政府ニ依頼スルノ過甚ナルヨリ徒ラニ政府ノ善良ナラサルヲ責ムルノミニシテ所謂ル国ハ人民ノ反射ノ光ニシテ国ノ富強ナルモ貧弱ナルモ皆人民品行ノ良否ニ関スルコトヲ知ラサルモノ多シ是レ皆本分ノ通義権理ノ何物タルヲ知ラサレハナリ故ニ我輩爰ニ感スル所アリテ將ニ一社ヲ結ヒ同志相会シ苟クモ人民ニ益シ政治ニ補アルモノ法律ヲ始メ諸般ノ事務ニ至ル迄講究合議シ共ニ与ニ自ラ脩メ自ラ立チ以テ天賜ノ通義権理ヲ保全スル所以ノ道ヲ擴充シ終ニ彼欧米各国開明ノ民ト共ニ立テ愧ルコトナキノミナラス我帝國ヲシテ宇内各国ト対峙屹立スルニ至ラシメシムルコトヲ企望スルナリ然レトモ此僅々社員ノ能ク及フ所ニ非ス諸君幸ニ此志ヲ全フセハ相与ニ勉強忍耐シテ此ニ從事センコト是深ク諸君ニ望ム所ナリ

明治七年八月

自助社

### 自助社法則

第一条 本社ヲ名ケテ自助社トス

第二条 社務ヲ支分シテ三項トス

社員會議

法律講究

新聞広布

第一章 社員會議ハ毎月兩度第一大区一小区期成校ヲ借り用ヒテ

開場ス

第二章 第一大区二小区船場町五丁目七十八番地ヲ以テ法律講究

所トシ及ヒ一社ノ事務ヲ調理ス

第三章 第一大区一小区寺島橋ノ側ニ出張所ヲ設ケ新聞縦覽所ト

ス

第三条 凡社中ノ事務ハ總テ社員協同合議決ヲ多数ニ取り一人一己

ノ論ナク一團ノ社論ヲ以テ之ヲ施行ス故ニ至公至平ノ心ヲ以テ各

意見ノ蘊底ヲ尽シ退テ後言スヘカラサル事

第四条 政府ヨリ施行スル所ノモノ果シテ時勢ニ恰當シ人心ニ適切

スルヤ否ヲ講究弁論シ若シ其民權ヲ屈撓シ或ハ物情ニ関スルモノ

暨ヒ新ニ人民ヨリ憲法民法上ニ就テ其創定ヲ乞ハサルヲ得サル等

ノ事アラハ必ス社中協議シテ其可否ヲ決シ然ル後直ニ之ヲ政府ニ

上申建白スル事

第五条 凡人民間新ニ物産ヲ興ス欤何事ニヨラス國家ノ幸福ヲ図ラ

ントシテ其旨趣ヲ政府ニ上告スルモ情実暢達セサル等ノ如キ本社

ニ就テ其事理ヲ協議スル者アル時ハ其旨ヲ丁寧ニ判断シ其情実ノ

明治八年・阿波「自助社」社則

五七 (一五四三)

暢達ヲ助クル事

第六條 政府ヨリ施行スル所ノ者全ク人民ノ幸益ヲ慮ルノ意ニ在ルヲ人民其事理ヲ弁セス叨リニ苦情ヲ唱ヘ一郡一國ノ安危ニ関スル等ノ事アルトキハ何処ニ拘ラス社員ノ内派出シテ之ヲ丁寧ニ説諭弁解シ人々相親受スルノ義務ヲ尽シ尽サシムル事

第七條 凡人民ノ公裁ヲ仰ク訴訟ノ曲直其當ヲ得ルトス不得トハ大ニ人民ノ權利ニ関ス故ニ赤貧或ハ魯愚ニシテ其事理ヲ上告ス能ハス又或ハ他人ノ為ニ壅蔽ヲ抑セラレ願意通暢シカタキ者代言代書等ノ囑託アラハ社中協議ヲ以テ之ヲ担负スヘキ事

會議條例

第一條 期成校ヲ借り用ヒテ会席トス

第二條 会頭一人ハ社中ノ投票ヲ以テ其多数ニ決スベシ

但副会頭一人モ亦之ヲ公撰スヘシ

第三條 幹事四人モ亦之ヲ公撰スヘシ

第四條 書記役四人モ亦之ヲ公撰スヘシ

第五條 社中一同ヲ以テ会員トス

但人員多数ニシテ会席ニ容ルム能ハサル

時ハ代議人ヲ置クコトヲ議スヘシ

第六條 役員ハ総テ一年在職シ毎年十二月之ヲ更撰スヘシ

但在職ノ限月最初一度ハ六ケ月目ニ全員ノ半ヲ更撰シ残ル者ハ

抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第七條

第一章 会頭ハ毎会必ラス出席シテ会員ヲ整齊シ会席ノ事務ヲ管理シ書記役ト共ニ會計簿ニ調印スヘシ

第二章 会頭ハ会員ヲシテ精密ニ評議セシムルヲ主トシ決ノ議事ニ就テ意見ヲ陳シ又ハ票ヲ投スヘカラス若シ弁論セント欲セハ副会頭ヲシテ其席ヲ充タシメ会員ノ列ニ入ルヘシ

但会員ノ投票可否平均ナル時ハ決票ヲ投スヘシ

第三章 副会頭ハ会頭ヲ輔佐シテ会席ノ事務ヲ管理シ或ハ其代理タルノ權アリ

第四章 幹事ハ会頭ヲ助ケテ会席ノ事務ヲ管理シ若シ副会頭欠席ノ時ハ之ニ代ルノ權アリ

但弁論投票ノ事ハ尋常会員ト同一タルヘシ

第五章 書記役ハ毎会出席シテ会頭ノ傍ニ在リ議案ヲ統ミ上ケ議

事ノ顛末論者ノ姓名ヲ委シク簿冊ニ記シ及ヒ会席一切ノ經費出納ノ事ヲ掌リ其他会頭ノ命ニヨリ記録ノ事ヲ主管スヘシ

但四人ノ内交番ヲ以テ二人其事務ヲ管シ他ノ二人ハ尋常会員ノ列ニ入ルヘシ

第六章 会員ハ毎会出席ノ時必ス出席簿ニ其姓名ヲ自記スヘシ若シ已ムヲ得サルノ事故アリテ欠席スル者ハ必ス其子細ヲ速ニ会頭ニ報スヘシ

但欠席ノ案内ナキカ或ハ一己勝手ヲ以テ出席セサルコト連々三度ニ及フモノハ社中ノ名ヲ除ク事

第七章 会員ハ前会ニ決議シタル問題目ニ付テ必存意ヲ議案ニ造リ及ヒ何事ニ拘ラス存意アレハ亦之ヲ議案ニ造リ会席ニ出可シ



但議案ハ其存意ヲ達スルカ為ナレハ文字ノ巧拙ニ拘ラス銘々  
必ス書取ニシテ出スヘシ

## 第八条

第一章 別段ノ案内ナケレハ毎月第一第三ノ日曜日午前九時ニ出

席九時半ヨリ午後五時マテヲ限トス

第二章 会席ハ一同椅子ニヨルヘシ

第三章 定目ノ外タリトモ三分ノ一以上ノ会員ノ所望アレハ会頭

臨時会ヲ催スヘシ

第四章 会員ノ外タリトモ紹介人アリテ傍聴センコトヲ乞フ者ハ

之ヲ許ス

第五章 会席一切ノ経費ハ毎月清算シ会員分担シテ之ヲ支給スヘ

シ

## 第九条

第一章 凡ソ此会席ニ出ル者ハ貴賤老弱ヲ問ハス各自同一ノ権ヲ

ルヘシ

第二章 発言者ハ必ス立テ其説ヲ述フヘシ

但同意ノ者ハ直ニ立テ陪言スヘシ

第三章 二人以上立テ弁論セントスル時ハ会頭其立ツコト早キト

見認ル者一人ヲシテ先ツ之ヲ弁論セシメ暫ク他ノ一名ヲ待タシ

ムヘシ

第四章 弁論者ハ其存意ヲ会頭ニ向フテ述フ可シ

第五章 一箇条ノ存意ヲ弁論スル間ハ更ニ他ノ存意ヲ陳スルヲ許

サス

明治八年・阿波「自助社」社則

第六章 決議ヲ取ルニハ会員ヲシテ可否ノ票ヲ投セシムヘシ

但兼テ各会員可否札ヲ渡シ置クヘシ

第七章 何事ニ拘ラス決議投票ノ前ニハ会頭必ス会員ニ向テ其議

論ノ主意ヲ解シタルヤ否ヲ聞糺スヘシ

第八章 毎会々頭会員ヨリ次会ノ問題目ヲ出サシメ其内予メ一題

ヲ決シ置ヘシ

第九章 会員タル者ハ何人ニ拘ラス会頭ノ許可ヲ待タスシテ随意

ニ席ニ換ヘ或ハ私ニ談話スルヲ許サス

## 法律講究所規則

第一条 凡社ハ毎日四月ヨリ九月マテハ午前八時ヨリ午後二時マテ

十月ヨリ三月マテハ午前九時ヨリ午後三時迄ヲ出頭ノ時限トス

但一六ノ日ヲ以テ休社ト定ム

第二条 毎日退社前二時間ヲ以テ諸書ノ輪統講究ノ時限トス

第三条 社員ノ中ヨリ左ノ役員ヲ公撰シ法律講究所ノ事務ヲ管理セ

シム

社長 一名

副社長 欠員

庶務役 四名

出納役 一名

書記役 二名

第四条 社長ハ本社一切ノ事務ヲ總括シ社員ヲ監督シ社員ヨリ具申

スル事務ハ之ヲ審案シテ決判取捨スル權ヲ有ス

五九 (一五四五)

但副社長ヲ置キ社長ヲ輔翼シ事務ヲ管理シ及ヒ社長ノ代理ヲ為

スヲ掌ル故ニ其責任亦タ社長ニ亞ク

第五条 社員ノ進退ハ社中ノ入札ニ依ルト雖モ本社ノ盛衰社長其實

ニ任スルヲ以テ常ニ其能否勤惰ヲ監別シテ之ヲ進退スルヲ發議ス

ルノ權ヲ有ス

第六条 庶務役ハ社長ニ從テ本社内外ノ庶務ヲ担当管理シ常ニ一社

ヲ檢束スルコトニ注意シ其責ニ任スヘシ

第七条 出納役ハ本社一切ノ經費出納ノ事ヲ掌ル

但社中定額外ノ經費ハ社中ノ協議ニ決スルコト

第八条 出納役ハ出納ノ度毎社長ニ申告シテ其檢印ヲ取り置月末ニ

其總計表ヲ造リ社中ニ公告スヘシ

第九条 書記役ハ本社一切ノ記録ヲ編輯シ書籍ヲ主管シ他ノ往復等

ノ文書ヲ掌リ及ヒ毎日社員ノ出席欠席並ニ社務ノ撮要ヲ日記ニ記

載スヘシ

第十条 役員在職ハ各一年ヲ期トシ毎年二月之ヲ更撰スヘシ

但満期ノ後再ヒ撰ハレテ役員トナルコトアルヘシ

### 一般規則

第一条 新ニ入社ラセフ者ハ其旨ヲ会頭ニ報シ社員名簿ニ其姓名ヲ

日記シテ調印スヘシ

第二条 何人ニ限ラス法律ヲ講究センコトヲ欲スル者ハ講究所ニ出

席スヘシ

第三条 社員ノ中法則ニ背ク者アル時ハ協議ヲ以至当ノ過怠料ヲ出

サンム

第四条 本社ノ法則ハ社中一同ノ協議ニ決定スルニ非レハ之ヲ変更スルヲ得ヘカラス

後記 本稿起草に際しては、徳島県立図書館の筆田浩資氏に種々御配慮を賜つた。その学恩を謝す。(三月十五日稿)

追記 徳島県出版文化協会の湯浅良幸氏の御示教によると当時の船場町五丁目七十八番地は、現在は阿波銀行本店の敷地内になつてゐる由。その御教示を謝す。(七月十日)